

消教推第 292 号

2021 年6月 23 日

各都道府県消費者行政担当課長 殿
各指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者教育推進課長

「社会への扉」等を活用した私立高等学校、特別支援学校向けの 出前講座事業の実施について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

既に御案内の通り、本年度は 2022 年4月からの成年年齢引下げ前の最後の1年に当たることから、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を取り込んだ「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン(2021 年3月 22 日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、「社会への扉」等を活用した実践的な授業が全国全ての高等学校等で実施されることを目標としております。

2020 年度に実践的な授業が実施された高等学校等の割合は、全国で 86%となっており、各地方公共団体の皆様の御協力により大幅に実績が増加しました。しかしながら、学校種別ごとの実績としては、国公立の高等学校に比べ、私立高等学校、特別支援学校の実績が相対的に低く、私立高等学校、特別支援学校及び大学における実践的な消費者教育の促進が今後の課題となっております。

そのため、消費者庁では、本年度、全国の私立高等学校、特別支援学校及び大学を対象とする出前講座事業を実施することとし(事業概要については別紙参照)、今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下「全相協」という。)に本事業の業務委託を行いました。個別の学校への説明や講師派遣等は、委託先である全相協が直接行いますが、貴職におかれましては、本事業が多くの私立高等学校、特別支援学校及び大学において積極的に御活用いただけるよう、管内の私立高等学校、特別支援学校及び大学への周知、働き掛けに御協力いただきますようお願いいたします。

また、消費者庁においては、裏面記載の高等学校等で活用できる教材等を作成し、消費者庁ウェブサイト公表しておりますので、各学校の実情や授業構成等に応じて御活用いただけるよう、併せて管内各学校等への周知に御協力をお願いいたします。

なお、本出前講座事業につきましては、文部科学省を通じて私立高等学校担当部局及び教育委員会にも周知等の御協力依頼を行いますので、私立高等学校担当部局及び教育委員会とも連携した取組をよろしくお願いいたします。

- ・パワーポイント版若年者向け消費者教育教材「社会への扉」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/student.html#material
- ・「社会への扉」確認シート(契約編)(令和2年1月 消費者庁作成)(A4:1枚)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/pdf/material_010_200127_0002.pdf
- ・「社会への扉」確認シート(お金・暮らしの安全編)(令和2年8月 消費者庁作成)(A4:1枚)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/pdf/future_caa_cms201_2001001_01.pdf
- ・特別支援学校向け音声読み上げ版「社会への扉-12のクイズで学ぶ自立した消費者-」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/special_school.html
- ・特別支援学校向けの教材(パワーポイント、学習プリント)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/special_school.html
- ・中学生向け消費者教育プログラム:「指導者用解説書」、「支援ツール(パワーポイント、学習プリント)」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/#m003
- ・消費者保護のための啓発用教材「デジタル消費生活へのスタートライン」
https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_003/contents_001/
- ・デジタルプラットフォームを利用する消費者向け啓発用ハンドブック「デジタルプラットフォームとの正しいつきあい方」
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023891/>
- ・その他、動画コンテンツ等を以下の特設サイトに掲載するとともに、「18歳から大人」Twitterアカウントで発信しています。
- ・「18歳から大人」特設ページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/
- ・「18歳から大人」Twitterアカウント
https://twitter.com/caa_18sai_otona

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁消費者教育推進課 消費者教育担当
TEL 03-3507-9149(直通)
E-mail g.kyoiku@caa.go.jp